

# 漁業経済学会第70回大会ミニシンポジウム

## 「内水面における漁場管理の展望と課題」総合討論に当たり

櫻井 政和 (水産庁)

E-mail:masakazu\_sakurai690@maff.go.jp

### 1. 趣旨

総合討論の冒頭部分で司会・コーディネーターとして、図1を示して説明を行った。

これまで類似の会合に参加したり、議論に関わってきた経験から、内水面の漁場管理についての対応方向は、現行制度をベースとするものであるか否かに大別されると考えている。

総合討論に当たっては、こうした特性を本ミニシンポジウムの参加者に意識してもらうことにより、効率的で有益な議論を交わしたいと考えた。

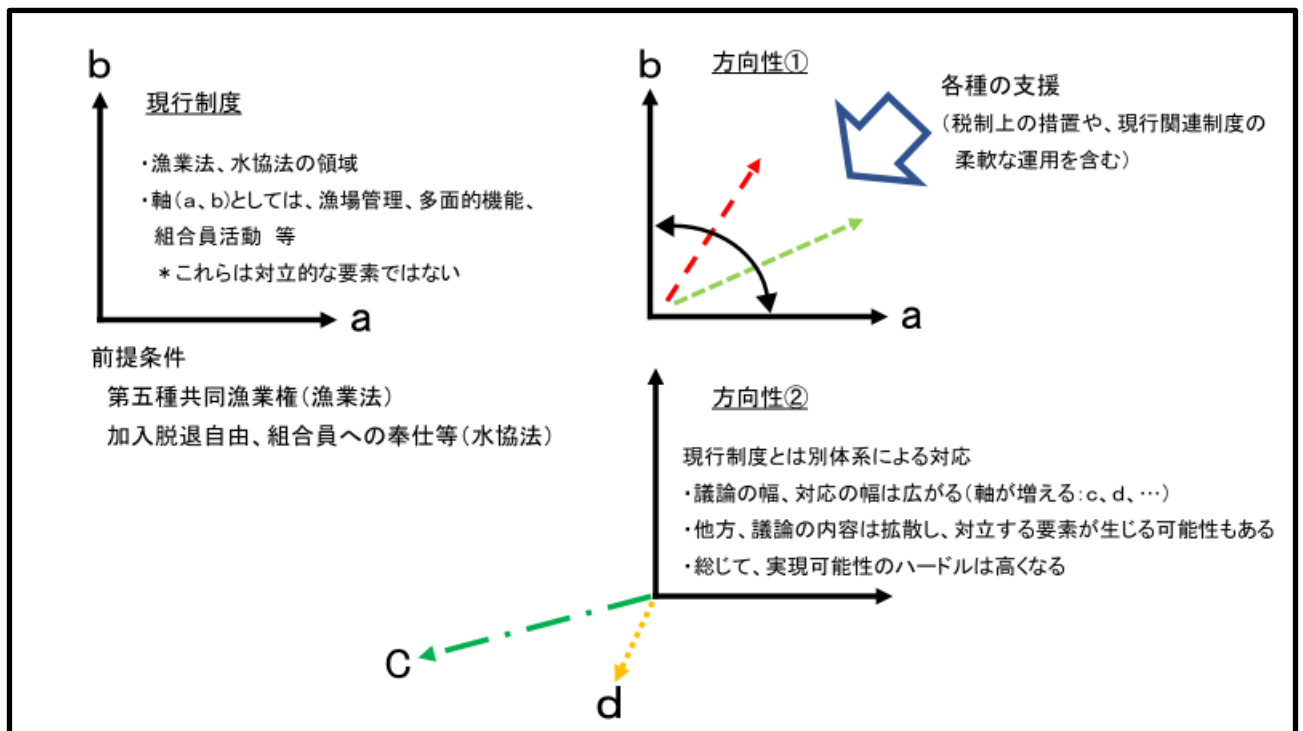


図1 内水面漁場管理の対応方向

### 2. モデル図の見方

図1の左側のモデルは、現行制度の構造を示している。

これまで報告者からも説明があったとおり、現行の漁場管理制度は漁業法及び水産業協同組合法をベースにしている。あえて現行制度の前提条件を単純化して示すとすれば、漁業法に基づく第五種共同漁業権と、水産業協同組合法に反映されている協同組合の原理としての加入脱退の自由、組合員への奉仕、といったことになると考える。

こうした前提条件の下での活動を、a、bという軸によって表現している。この場合、軸の性質としては個々の漁場管理行為、多面的機能、組合員の活動、といったことがイメージされる。軸の関係性は必ずしも90度の交差ではないかもしれないが、少なくとも対立的な要素として存在しているも

のではない。

図1の右上、「方向性①」と記載のあるモデルは、現行制度の枠組みの中での取り組みを基本としつつ、そこに各種の支援が加わっていくというイメージを示している。現行制度をベースとするため、活動に多少の振れが生じることはあっても軸の数が増えたりすることはないが、枠組みから大きくはみ出すような取り組みを扱うことはできない。

各種の支援については、税制上の措置や漁業法及び水協法以外の制度を柔軟に適用、運用することを含む幅広い概念としてとらえている。

図1の右下、「方向性②」と記載のあるモデルは、現行制度とは異なる体系を活用（要すれば創設）して内水面の漁場管理に対応していくイメージを示している。現行制度にとらわれないということであるため、自由度の高い議論を行うことが可能になると見込まれる。ここでは、それをcやdといった軸の数を増やすことで表現している。

その一方で「何でもあり」という議論になってしまう懸念があり、対立するような要素が出てきた場合には、議論を収斂させることが困難になるといったケースも出てくるだろう。また、現行制度とは異なる制度を新たに創設するようなことは、行政に携わる者として、現実的にかなり難しいと言わざるを得ない。

以上のように、方向性①、②ともにメリットとデメリットを持っている。これまで行われてきた内水面の漁場管理をめぐる議論や検討は、ここに示した2つの方向性の中で揺れ動いてきたものであると考えているが、詳細な経緯等については、稿を改めて整理することとしたい。